

2014年7月25日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

遺言信託等に関する埼玉大学との協力協定書締結について

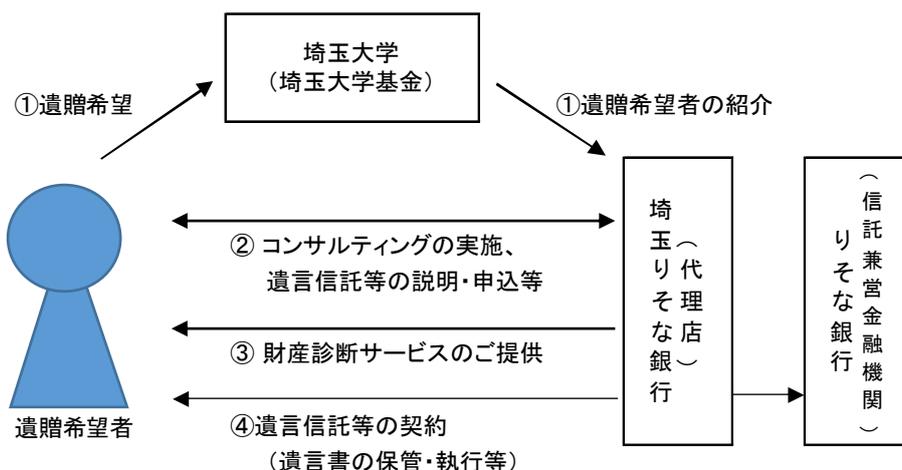
りそなグループの埼玉りそな銀行(社長 池田 一義)は、本日、埼玉大学と「遺言信託・遺産整理業務に関する協力協定」を締結いたします。

本協定は「埼玉大学基金※」への遺贈、または相続財産からの寄付を希望される方に、りそなグループが持つ信託機能をご提供することなどについて埼玉大学と連携・協力していくことを定めたものです。

当社は本協定に基づき、遺言信託のご案内やご相続に関するコンサルティングの実施などのサービスをご提供してまいります。また、当社がお客さまの相続財産の評価額や相続税の税額等を試算する「財産診断サービス」を遺言信託による遺贈を希望される方に無償で提供いたします。

※「埼玉大学基金」：2013年11月に埼玉大学が教育・研究環境の更なる充実に向けて設立した基金

<協定の主な内容>



- ① 埼玉大学は「埼玉大学基金」への遺贈等の希望者を、埼玉りそな銀行に紹介
- ② 埼玉りそな銀行は、信託業務を併営するりそな銀行の信託代理店として、遺言信託・遺産整理業務について、遺贈等の希望者のご相談にお応えするとともに、お申込みを受け付け
- ③ 遺言信託での遺贈希望者には無償で「財産診断サービス」を提供
- ④ 遺贈等の希望者はりそな銀行と遺言信託・遺産整理業務を契約(埼玉りそな銀行は受託者であるりそな銀行との契約を媒介・代理)

(遺言信託等に関するお問合せ先)

埼玉りそな銀行 個人部プライベートバンキング室 TEL:048-829-2531

(埼玉大学基金に関するお問合せ先)

埼玉大学基金室 TEL:048-858-9330 ホームページ <http://www.saitama-u.ac.jp/funds/>
(総務課広報室内) FAX:048-858-9057 Eメール s-kikin@gr.saitama-u.ac.jp

以上